

第 27 号 議 案

長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第 1 営業施設の共通基準（第 2 条関係） 1～4 略 5 その他 ア 略 イ 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのま まの状態 ^{（1）} で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半 製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫 茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食さ せる営業をいう。）を含む。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自 動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具 であって、政令第34条の 2 第 2 号の調理の機能を有する自動販売機と同 等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調	別表第 1 営業施設の共通基準（第 2 条関係） 1～4 略 5 その他 ア 略 イ 政令第35条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのま まの状態 ^{（1）} で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半 製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫 茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食さ せる営業をいう。）を含む。別表第 2 第 1 号(1)において同じ。）をする場 合にあつては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をする ことができる。

理された食品を販売する営業を除く。別表第2第1号ア(1)において同じ。）をする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

(1)～(4) 略

ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2第1号アにおいて同じ。）にあっては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。

エ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第3号ク、ケ、シ、ス、タ及びチ並びに前号キの基準を適用しない。

オ～キ 略

別表第2 営業施設の業種別基準（第2条関係）

1 飲食店営業

ア 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1)～(3) 略

イ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 施設（全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

(2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

(3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

(4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後

(1)～(4) 略

ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあっては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。

エ～カ 略

別表第2 営業施設の業種別基準（第2条関係）

1 飲食店営業

自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1)～(3) 略

の食品に係る保管設備を有すること。

(5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

(6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

2～30 略

2～30 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第72号）の公布に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。